

平成29年度セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果について（概要）



千葉県教育委員会

平成29年度に実施した、公立学校の児童・生徒及び職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態調査の結果がまとまりましたので、その概要を報告します。

この調査は、各学校が、学校におけるセクハラ及び体罰に関する実態を把握し、効果的に防止策を講じ、よりよい学校環境をつくるために実施しているものです。

1 調査方法等

(1) 調査対象

千葉市立学校及び市立高等学校を除くすべての公立学校に在籍する児童・生徒（対象人数は、496,531人）及び職員（対象人数は、県立学校においては、12,157人）

(2) 調査対象期間

平成29年4月1日（土）から回答日まで

(3) 実施期間

平成29年12月1日（金）から平成30年1月31日（水）まで

(4) 実施方法

ア 児童・生徒

学校生活におけるセクハラ、体罰及びセクハラ以外のハラスメントについて、アンケートにより、調査する。

イ 職員

セクハラに関する実態をアンケートにより、調査する。

2 調査結果の概要

(1) セクハラ実態調査の結果について

ア 児童・生徒

セクハラと感じて不快であったと回答した児童・生徒の割合は、平成28年度と比較して変化はなく、100人当たり0.1人であった。実数で見ると、平成28年度の340人から308人に32人減少している。

- ・高等学校生徒0.2人（0.2人） ・特別支援学校児童・生徒0.3人（0.4人）
- ・小学校児童 0.02人（0.03人）・中学校生徒 0.1人（0.1人）

※数字は児童・生徒100人当たりの人数、（ ）内は平成28年度

主な回答は、「必要以上に身体に触られ、不快であった。」、「みんなの前で容姿を話題にされ、不快であった。」、「性的な話・冗談等を言われ、不快であった。」というものであり、ここ数年変わりがない。

また、セクハラ以外のハラスメントを受けて不快であると感じた児童・生徒の割合は、100人当たり0.2人（実数では、763人）あり、回答の多くは、「わざと挨拶を無視する先生がいる。」、「生徒が傷つくであろう発言があった。」等といった教員の発言や対応等によるものであった。（平成28年度は実数で875人）

調査結果を踏まえ児童・生徒本人と面談をする等状況を確認したところ、深刻な問題はなかった。

なお、県立学校の児童・生徒のセクハラ相談員（悩みごと相談員）の周知率（相談員を知っている率）が、平成28年度の63.6%から66.8%へ上昇した。引き続き、周知率の向上に取り組んでいく。

イ 職員

県立学校では、98人の職員がセクハラであると感じたと回答した。平成28年度の75人と比較すると23人増加している。

(2) 体罰実態調査の結果について

アンケート調査の結果、新たに確認された体罰はなかった。調査を始めた平成24年度の54件と比較すると、大きく減少している。

- | | | | |
|---------|--------|-------------|--------|
| ・高等学校生徒 | 0件（0件） | ・特別支援学校児童生徒 | 0件（0件） |
| ・小学校児童 | 0件（0件） | ・中学校生徒 | 0件（0件） |

※（ ）内は平成28年度

3 今後の対策

セクハラ及び体罰の根絶に向けて、引き続き、セクハラ防止に向けたリーフレットを活用し、教職員及び児童・生徒への啓発を図るとともに、教職員に対し、参加型の研修を行うこと等により、教職員一人一人の倫理観の高揚を図る。また、児童・生徒の人権意識の高揚も図っていく。

「学校における働き方改革」に向けた千葉県教育委員会の取組



千葉県教育委員会

1 昨年度までの主な取組

- (1) 平成20年度
 - 「学校を対象とする事務量軽減検討チーム」設置
- (2) 平成22年度
 - 業務改善リーフレット「業務を見直し スッキリ勤務」配付
- (3) 平成24年度
 - 「多忙化対策検討会議」設置
- (4) 平成26年度
 - 業務改善リーフレット「児童生徒と向き合う時間を確保するために」配付
- (5) 平成28年度
 - 業務改善リーフレット「心豊かに千葉の教育をすすめるために」配付
- (6) 平成29年度
 - ① 「学校業務改善検討会議」設置
 - ② 抽出した県内の小・中・高・特別支援学校68校の教員を対象とする勤務実態調査の実施
 - ③ 県立学校の教員に一人一台の校務用パソコン配付
 - ④ 「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」の一部改定
 - ⑤ 業務改善リーフレット「学校における働き方改革を進めるために」配付

2 今年度の主な取組

- (1) 働き方改革推進本部の設置

全庁的な体制で、教職員の長時間労働の改善に取り組むため、本年4月に、教育次長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置した。

また、「推進本部」のもと設置した「学校部会」で「プラン」の策定や研修の効率化等について、「部活動部会」で「運動部活動ガイドライン」の改訂等について、「教育委員会事務局部会」で県からの依頼している通知や調査の見直し等について、検討している。

さらに、「推進拡大会議」を開催し、市町村教育委員会教育長、小・中・高・特別支援学校の校長及びPTAの代表などから意見を聴取したり、様々な学校種・年齢の教諭等から、直接、話を聞く場を設け、学校の実情や意見を聴取したりしている。
- (2) 「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」の改訂

スポーツ庁のガイドラインに則り、活動時間（平日2時間程度、週末3時間程度）及び休養日（平日1日以上、週末1日以上、少なくとも週当たり2日以上）を設定し、本年6月に、本県の「運動部活動ガイドライン」を改訂した。
- (3) 「学校における働き方改革推進プラン」の策定

本年3月に一部改定した「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を踏まえ、各県立学校や市町村教育委員会が、その実態に応じて具体的な取組を進めることができるよう、数値目標を含めた行動計画となる「プラン」を、本年9月に策定した。
- (4) 「スクール・サポート・スタッフ」及び「部活動指導員」を配置する2つのモデル事業の実施
 - 今年度新たに、教員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフを、小・中・特別支援学校に配置している。
 - 今年度新たに、教員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員を、中学校に配置している。
- (5) 教員の勤務実態調査及び意識調査の実施
 - 今年度、6月と11月に、全県立学校及び全市町村教育委員会を対象に、勤務実態調査を、7月と12月に、抽出した県内の小・中・高・特別支援学校70校を対象に、意識調査を実施し、学校の業務改善及び教職員の意識改革の成果と課題を検証する。
- (6) 学校閉庁日の設定
 - 今年度、教職員の休暇取得に向けた取組を奨励するため、県立学校において、8月13日から15日までの3日間を学校閉庁日として設定した。

学校における働き方改革推進プラン（概要）



千葉県教育委員会

学校の業務改善を図り、教職員の働き方改革を推進するために、平成30年3月に「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」を一部改定したところですが、各県立学校及び市町村教育委員会が、その実態に応じて具体的な取組を進めることができるよう、数値目標を含めた行動計画となる、本プランを策定しました。

＜主な内容＞

- 1 学校における働き方改革の目的
教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。
- 2 本県の目標
 - (1) 「教育職員の総労働時間の短縮」の目指すところ
○ 当面の目標として、週当たりの在校時間が60時間を超える教職員を「0」にする。
 - (2) 教職員の意識改革の目指すところ
○ 限られた時間の中で、子供と向き合うことができ、充実して教育活動に取り組んでいると感じている教職員を増やす。
- 3 取組の方針
 - (1) 業務改善の推進
 - (2) 部活動の負担軽減
 - (3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制
 - (4) 学校を支援する人材の確保
 - (5) 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進
 - (6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ
- 4 取組の検証・改善
教職員の勤務実態調査や意識調査等により、行動計画の進捗状況を把握するとともに、「働き方改革推進本部」を中心に、取組の成果と課題について検証を行っていく。
また、今後、国の働き方改革の動向等を踏まえつつ、PTAの代表等の関係者との協議を通して、プランの改定を行っていく。
- 5 教育委員会の取組
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置を促進する。
 - 業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。
- 6 学校の取組
 - スポーツ庁及び県教育委員会の「運動部活動に関するガイドライン」（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会の方針）に則り、活動方針を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運動部活動の運営を適切に行う。
 - 教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。